

## 令和2年度 第2回奈良県公共事業評価監視委員会 事業評価対象一覧

【資料2】

新規or再評価	種別	事業主体 (県・市町村)	河川・路線名等	事業箇所	適用	担当課
再評価	公営住宅 整備事業	県	桜井団地	桜井市西之宮	②	住まいまちづくり課
再評価	道路	県	(一)結崎田原本線 (結崎～三河工区)	磯城郡川西町結崎 ～磯城郡三宅町三河	④	道路建設課
再評価	道路	県	(主)天理王寺線 (長楽工区)	北葛城郡河合町池部 ～磯城郡川西町結崎保田	④	道路建設課

(令和3年度に審議)

再評価	道路	県	(主)大阪生駒線 (辻町インターチェンジ)	生駒市辻町	①	道路建設課
-----	----	---	--------------------------	-------	---	-------

再評価・・・3事業 (うち1事業は第1回委員会の再審議)	}	県・・・3事業
		市町村・・・0事業

### 【再評価の対象とする事業の範囲】

奈良県が実施する県土マネジメント部所管に係る公共事業のうち、

- ・国土交通省所管の国庫補助事業
- ・それ以外の事業のうち総事業費10億円以上の事業

ただし、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

### 【再評価の該当要件】

- ①事業採択後5年間を経過した時点で、未着工の事業
- ②事業採択後5年間を経過した時点で、継続中の事業
- ③事業採択前の準備・計画段階(ダム事業の実施計画、道路・街路事業の着工準備費等)で、5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間が経過している事業(いわゆる再々評価)
- ⑤その他、社会経済情勢の急激な変化等により再評価実施が必要な事業